

## ひとり親家庭等医療、障害者医療における所得制限

※税法上の取扱いとは、一部異なります。

※配偶者及び扶養義務者の所得は、個別に判定します。

### 【所得制限限度額表】

(単位:円)

種別 扶養親族等の人数	本人	配偶者及び扶養義務者
0	3,604,000	6,287,000
1	3,984,000	6,536,000
2	4,364,000	6,749,000
3	4,744,000	6,962,000
4	5,124,000	7,175,000
5	5,504,000	7,388,000
6人目以降の加算額	380,000	213,000
所得判定	前年中の所得 1～7月資格分は、前々年中の所得	前年中の所得 1～7月資格分は、前々年中の所得

### 【限度額算定に加算する金額】

(単位:円)

種別 加算対象	本人	配偶者及び扶養義務者
同一生計配偶者のうち70歳以上の者	100,000	—
老人扶養親族1人につき	100,000	60,000(※)
特定扶養親族1人につき	250,000	—
16～18歳の扶養親族1人につき	250,000	—

※扶養親族が2人以上いる場合に加算。

ただし、扶養親族がすべて老人扶養親族のみの場合は、そのうち1人を除いた人数につき、6万円を加算する。

### 【所得から控除する金額】

(単位:円)

種別 対象控除	本人	配偶者及び扶養義務者
社会保険料相当額	—	80,000
社会保険料控除	控除相当額	—
本人障害者控除	[普通(その他)障害]	270,000
	[特別障害]	400,000
扶養障害者控除	[普通(その他)障害]	270,000(1人につき)
	[特別障害]	400,000(1人につき)
勤労学生控除	270,000	270,000
寡婦控除	270,000	270,000
ひとり親控除	350,000	350,000
雑損・医療費控除	控除相当額	控除相当額
小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額	控除相当額
肉用牛の売却による事業所得に係る地方税の課税特例	当該免除に係る所得額	当該免除に係る所得額

※根拠法令:特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第23条

#### ■給与所得及び公的年金等所得からの控除について

令和3年8月から、総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除します。

#### ■寡婦(寡夫)控除みなし適用について

本市では平成29年4月から、婚姻歴のないひとり親世帯を支援するため、税法上の「寡婦(寡夫)控除」が適用されるものとみなし、「ひとり親家庭等医療」及び「障害者医療」の所得判定を行ってきました。

国の税制改正により、令和3年度以後の個人住民税について、婚姻歴に関わらない「ひとり親控除」適用されることとなったため、令和3年7月31日をもって、「ひとり親家庭等医療」及び「障害者医療」の所得判定における寡婦(寡夫)控除みなし適用を終了します。

ひとり親家庭等医療  
障害者医療

こども家庭課 (087-839-2353)  
障がい福祉課 (087-839-2333)